

改正の主な内容

【条例名】 鳥取市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

サービス種別	改正の区分	改正の内容	該当規定	
			基準条例	基準省令
地域密着型通所介護	地域密着型通所介護に係る基準の創設	利用定員（事業所において同時にサービス提供を受けることができる利用者の数の上限）が18人以下の小規模な通所介護事業所については、少人数で生活圏域に密着したサービスであることから、地域との連携や運営の透明性の確保が必要であるため、地域密着型サービスに位置付けられたことにより、基準の創設を行う。	第60条の2から第60条の20まで関係	下記のとおり 第19条から第37条まで関係
療養通所介護	地域密着型サービスへの移行に係る基準の創設	現行の国の基準で利用定員が9人以下の療養通所介護事業所も、小規模な通所介護事業所同様に地域密着型サービスに位置付けられたため、地域密着型通所介護と同旨の基準の創設を行う。	第60条の21から第60条の38まで関係	下記のとおり 第38条から第40条の16まで関係
認知症対応型通所介護	運営推進会議の設置	新設される地域密着型通所介護と同じ「通所介護」であるという観点から、地域との連携や運営の透明性を確保するため、「運営推進会議」の設置を義務付けるなど、地域密着型通所介護の新たな基準を踏まえ、地域との連携等に関する規定についての所要の基準改正を行う。	第81条において準用する第60条の17関係	△ 第61条において準用する第34条関係

（参考）介護保険法第78条の4第3項の厚生労働省令で定める基準

区分	条例の定め方	凡例
従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。	●
標準とされる基準	法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの。	○
参酌すべき基準	地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。	△

【地域密着型通所介護等に関する国の基準と条例で定める基準の関係】

	地域密着型通所介護	指定療養型通所介護
(1) 従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"> 従業者に係る基準及び当該従業者の員数（第60条の3、第60条の4） 人権に直結する運営基準等（第60条の18、第60条の20において準用する第10条第1項、第11条及び第36条） 	<ul style="list-style-type: none"> 従業者に係る基準及び当該従業者の員数（第60条の23、第60条の24） 「専用の部屋」の基準（第60条の26（専用の部屋に係る部分に限る。）） 人権に直結する運営基準等（第60条の27第1項、第60条の38において準用する第11条、第36条及び第60条の18）
(2) 標準とされる基準		<ul style="list-style-type: none"> 利用定員（第60条の25）
(3) 参酌すべき基準	上記（1）、（2）以外	上記（1）、（2）以外

改正の主な内容

【条例名】 鳥取市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

サービス種別	改正の区分	改正の内容	該当規定	
			基準条例	基準省令
介護予防認知症対応型通所介護	運営推進会議の設置	新設される地域密着型通所介護と同じ「通所介護」であるという観点から、地域との連携や運営の透明性を確保するため、「運営推進会議」の設置を義務付けるなど、地域密着型通所介護の新たな基準を踏まえ、地域との連携等に関する規定についての所要の基準改正を行う。	第39条関係	△ 第39条関係

(参考) 介護保険法第115条の14第3項の厚生労働省令で定める基準

区分	条例の定め方	凡例
従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。	●
標準とされる基準	法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの。	○
参酌すべき基準	地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。	△